別紙様式第１号の３（第17条の７関係）

（日本産業規格Ａ４）

監　査　役　会　監　査　報　告　書

年　　月　　日

保険株式会社　監査役会

監査役（常勤）　　氏　　名

監査役　　氏　　名

（記載上の注意）

１　計算関係書類の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。

(1)　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(2)　会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会社計算規則第130条第３項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）

(3)　重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）

(4)　会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

(5)　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

２　事業報告等の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容と当該事項に係る当該監査役の監査役監査報告の内容が異なる場合には、当該事項に係る監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。

(1)　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(2)　事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見

(3)　取締役（当該事業年度中に指名委員会等設置会社であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

(4)　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

(5)　会社法施行規則第118条第２号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

(6)　会社法施行規則第118条第３号若しくは第５号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第128条第３項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見